

# 津山市中心市街地活性化協議会規約

## (協議会の設置)

第1条 津山商工会議所及び津山街づくり株式会社（TMO事業部）は、「中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）」第15条第1項の規定に基づき、津山市中心市街地活性化協議会を共同で設置する。

## (名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は「津山市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）」と称する。

## (所掌事務)

第3条 協議会の所掌する事務は、次に掲げる事項の協議及び決定とする。

- (1) 法第9条第1項に規定する中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」という。）に関し必要な事項。
- (2) 法第9条第10項に規定する認定基本計画（以下「認定基本計画」という）及び認定基本計画の実施に必要な事項。
- (3) 法第40条第1項に規定する特定民間中心市街地活性化事業計画実施に必要な事項。
- (4) 前各号に掲げるものの他、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項。

## (活動)

第4条 協議会は前条の所掌事務について、次の活動を行う。

- (1) 中心市街地活性化に係る総合調整に関すること
  - ア 津山市が作成する基本計画及び認定基本計画並びにその実施に関し必要な事項についての意見提出
  - イ 中心市街地活性化に関する会員相互の意見及び情報交換
  - ウ 中心市街地活性化に寄与する調査研究の実施
  - エ 中心市街地活性化のための研修、意見交換及び勉強会の開催
  - オ 中心市街地活性化に関する事業の総合調整
  - カ 協議会の会員及び地域向けの情報発信（協議会のホームページ並びに津山商工会議所の会報に掲示する）
  - キ その他協議会の設立の目的に沿う事業
- (2) 中心市街地活性化に係る事業に関すること
  - ア 市街地整備改善事業に関すること
  - イ 都市福利施設整備事業に関すること
  - ウ まちなか居住推進事業に関すること
  - エ 商業活性化事業に関すること
  - オ その他、中心市街地活性化に必要な事業に関すること
- (3) その他中心市街地活性化に関すること

(広報)

第5条 協議会の活動について、広く津山市民の意見を反映させるために、協議会のホームページ並びに津山商工会議所の会報に掲載することによりこれを行う。但し、必要と認めるときは、新聞、津山市広報等によりこれを行うものとする。

(協議会の構成)

第6条 協議会は次の者をもって構成する。

- (1) 津山商工会議所
- (2) 津山街づくり株式会社 (TMO事業部)
- (3) 津山市
- (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
- (5) 前各号に掲げる者の他、協議会において特に必要があると認める者

2 前項各第4号に該当する者であつて協議会の構成員でない者は、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は正当な理由がある場合を除き、当該申し出を拒むことはできない。

3 前項の申し出により協議会の構成員となつた者は、第1項4号に規定するものでなくなつたとき、又はなくなつたと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

(組織)

第7条 協議会は、会長、副会長、監事及び会員、特別会員をもって組織する。

(役員)

第8条 協議会は、会長1名、副会長1名、監事2名を置く。

- 2 会長は、津山商工会議所会頭をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 6 監事は、総会において会員のうちから選任し、又は解任する。
- 7 監事は、本協議会の業務及び経理を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(任期)

第9条 役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。

2 役員は、任期終了後においても次期役員が選出されるまでの間、引き続きその職務を行うものとする。

(会員)

第10条 会員は、協議会構成員で、その職務を行う者とする。

2 会員は、法第15条第1項、第4項、第7項及び第8項に該当する者をもって構成する。

(タウンマネージャーの設置)

第11条 協議会は、第3条に掲げる目的達成及び協議会の意見調整を円滑に進め、認定基本計画を実施するために指導的役割を担うタウンマネージャーを置くことができる。

2 タウンマネージャーは、会長が選任し、各種活動実施にあたり計画・調整助言等を行う。

(会議)

第12条 協議会は以下の会議を開催する。

(1) 総会

(2) 臨時総会

(3) その他会長が必要と認める会議

2 会長は、会員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所並びに日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ会員に通知しなければならない。

(総会)

第13条 総会は、毎年1回以上開催し、活動報告及び収支決算、活動計画及び収支予算、規約の改正、役員を選任及びその他必要と認める事項を審議する。

2 総会は、会長が招集し、会長が議長を務める。

3 総会は、会員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。但し、会員が記名捺印した書面をもって、表決権を行うことができる。

4 協議会の議事は、会員の過半数が出席し、出席者の2分の1以上の多数により議決する。

(運営委員会)

第14条 運営委員会を組織し、適宜開催し、協議会の会議に付すべき第4条の活動内容について協議・決定する。

2 運営委員会は、委員長1名、副委員長1名を置く。

3 運営委員長及び副委員長は、会長が選任する。

4 運営委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

5 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

6 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決することによる。

7 運営委員会は、必要に応じ専門家等をオブザーバーとして召集することができる。

(プロジェクト委員会)

第15条 プロジェクト委員会は、タウンマネージャー、委員及び事業主体関係者、各専門分野関係者により構成し、運営委員会の諮問によりタウンマネジメントに関する事項について企画・立案・実践し、運営委員会に対して答申を行う。

2 プロジェクト委員会は、委員長1名、副委員長1名を置く。

3 プロジェクト委員長及び副委員長は、プロジェクト委員の中から互選する。

4 プロジェクト委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

5 プロジェクト委員会は、必要に応じて、事業別、課題別に必要な調査・研究及び事業計画の

策定を行うためワーキンググループを置くことができる。

(協議結果の尊重)

第16条 各会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(運営経費)

第17条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他収入等を充てる。

(事務局)

第18条 協議会の事務を処理するために、岡山県津山市山下30-9 津山商工会議所内に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長1人、事務局次長1人の他必要な職員を置く。

3 事務局長は会長が選任し、事務局を統括する。

(会計)

第19条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

但し、協議会の設立年度においては設立の日より直近の3月31日までとする。

(解散)

第20条 協議会の決議に基づいて解散する場合は、会員の過半数の同意を得なければならない。

(その他)

第21条 この規約に定めるものの他、協議会に関し必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

附則

この規約は、平成21年4月27日から施行する。